

◎新潟県教育委員会訓令第7号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表1 （第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数 1 2以上の課程又は分校を有する学校			別表1 （第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数 1 2以上の課程又は分校を有する学校		
学校の名称	増員数	増員内訳	学校の名称	増員数	増員内訳
新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）	新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）
（略）			<u>高田高等学校（分校）</u>		
			（略）		
2～5（略）			2～5（略）		